## 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年七月四日条例第十四号)【新旧対照表】

改正後	改正前
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第十八条 次の各号に掲げる申請をし、又は交付を受けようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。 - ~ 五(略)	第十八条 次の各号に掲げる申請をし、又は交付を受けようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。 - ~ 五 (略)
<del>2</del> 削除	2 前項の手数料は、広島県収入証紙をもつて納付しなければならない。
2 知事は、特に必要があると認めるときは、 <u>前項</u> の手数料を減免することができる。	3 知事は、特に必要があると認めるときは、 <u>第一項</u> の手数料を減免することができる。
3 既納の手数料は、返還しない。	4 既納の手数料は、返還しない。
附 <u>則(平成二五年三月二二日条例第七号)</u> (施行期日)	
1 この条例は、平成二十五年十一月一日から施行する。 (経過措置)	
2 第十三条の規定による廃止前の広島県証紙条例(以下「旧条例」という。	
第五条の規定による証紙の売りさばきについては、平成二十六年十月三十 一日までの間は、なお従前の例による。	
3 次に掲げる行政機関等において処理する事務(経由することにより処理	
する事務を含む。以下同じ。)及び広島県の事務を市町が処理する特例を 定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)第三条の規定により市町	
を経由することにより処理する事務(以下「市町経由事務」という。)に	
係る使用料及び手数料並びに狩猟税の徴収方法については、平成二十六年 十月三十一日までの間は、なお従前の例による。	
一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十八条第一項に規	

定する内部組織として置かれる分課のうち、広島県庁の位置を定める条

- 例(昭和三十一年広島県条例第十八号)に規定する所在地とは別に必要な地に置かれるものであって規則で定めるもの
- 二 消防組織法 (昭和二十二年法律第二百二十六号) 第五十一条第一項の 規定により設置された消防学校
- 三 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第十二条第一項の 規定により設置された普及指導センター
- 四 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第九条第一号に 規定する分課のうち、広島県庁の位置を定める条例に規定する所在地と は別に必要な地に置かれるものであって規則で定めるもの
- 五 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十八条に規定する教育委員会の事務局の内部組織のうち、広島県庁の位置を定める条例に規定する所在地とは別に必要な地に置かれるものであって規則で定めるもの
- 六 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十六条第四項 の規定により国から委託を受けて県が運営する障害者職業能力開発校
- 七 広島県立三次看護専門学校条例第一条の規定により設置された広島県立三次看護専門学校
- 八 広島県立高等学校等設置条例(昭和三十九年広島県条例第三十四号) 第一条の規定により設置された中学校、高等学校及び特別支援学校
- 九 広島県立図書館設置条例(昭和三十九年広島県条例第三十五号)第一 条の規定により設置された広島県立図書館
- 十 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号) 第一条の規定により設置された広島県縮景園
- 十一 広島県立身体障害者更生相談所設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第四十一号)第一条の規定により設置された広島県立身体障害者更生相談所
- 十二 広島県立広島学園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第四 十七号)第一条の規定により設置された広島県立広島学園